

処 理 結 果 通 知 書

政法第2441号-1
情公推第14号-1
平成28年10月31日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成28年6月23日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案1：平成28年6月23日付け</p> <p>(1) 平成28年○月○○日に苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）が総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）から電話を受けたところ、政策法務課相談調整班の職員（以下「政策法務課職員」という。）が、情報公開について、千葉県の職員から相談があったら相談に応じて助言や協力等を行うのに対して、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨回答した。</p> <p>(2) 千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）は、千葉県の職員からだけではなく、千葉県民からの相談にも応じて、千葉県職員に対して全く同様に助言や協力等を行うべきである。</p> <p>(3) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の前文、第1条、3条、26条、27条、30条の各規定に直接、間接に違反し、またその趣旨を没却するものである。</p> <p>また、政策法務課相談調整班ないしセンターの存在意義が動揺する。 何よりも、国民主権に反する。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成28年 6月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案1）</p> <p>平成28年 8月 1日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査</p> <p>苦情申出人への書面による調査</p> <p>平成28年 8月19日 実施機関からの書面による調査の回答</p> <p>平成28年 8月26日 苦情申出人からの書面による調査の回答</p> <p>平成28年10月 3日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p>
------	---

3 処理結果

- (1) 本事案は、政策法務課職員が、県職員の相談には助言等を行い、県民からの相談には助言等を行わないという内容の苦情である。
- (2) 本事案について、苦情申出人に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

苦情申出人が、条例第28条第1項により情報公開規程を設置している、〇〇及び〇〇（以下、〇〇と併せて「本件法人」という。）に対して情報公開申出の問い合わせをしたところ、千葉県の情報公開よりも高額な手数料を徴収し、かつ、国とは異なり開示請求手数料から開示実施手数料の控除を行っていないことが判明した。そのため、条例の規定に準じて、千葉県よりも高額に設定されている手数料（白黒1枚につき20円等）を千葉県と同様の金額にするよう、また、千葉県が徴収していないもの（開示請求（申出）手数料300円、開示実施手数料に対する消費税、開示申出書を入手する際の郵便切手及び返信用封筒、閲覧手数料等々）を徴収しないよう、条例第28条第2項により、千葉県から指導していただきたく、情報公開担当部署に連絡した。

苦情申出人は、平成28年〇月〇〇日と翌〇〇日に政策法務課職員に本件法人の情報公開に関する苦情の内容を具体的に伝えており、政策法務課職員もその内容を理解していた。そのため、市民感覚に溢れ、役人用語を解しない苦情申出人が再度同じことを、本件法人を担当する課である商工労働部経済政策課（以下「経済政策課」という。）の職員に四苦八苦しながら伝えるよりも、政策法務課職員から経済政策課職員に伝えた方が分かりやすいと考え、また、上記手数料等に関する苦情について、情報公開を担当する政策法務課も把握していることを経済政策課職員も認識することが適切だと考えて、政策法務課職員から経済政策課職員に伝えてほしい旨伝えた。

しかし、政策法務課職員からは、経済政策課の方から政策法務課に情報公開に関する相談があれば助言・協力等を行うが、一般の千葉県民から政策法務課に情報公開に関する相談があっても助言・協力等を行わず、基本的に、一般の千葉県民からの意見・苦情・要望等を各担当課に伝言もしない旨発言されたうえ、直接、担当課に連絡するよう求められた。上記のことは、知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成13年11月12日制定。以下「要綱」という。）「4 総務部長の調整」等にも違反するものである。

また、政策法務課職員の上記発言は、出資法人の情報公開のみならず、一般的に、情報公開に関して、千葉県職員からの相談には乗って協力・助言等するが、千葉県民からの相談には乗らず協力・助言等をせず、千葉県民からの意見等を情報公開の担当課に伝えないという趣旨のものであり、そのような姿勢は改善してほしい。

- (3) 本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 苦情申出人とのやり取りの経緯について

平成28年〇月〇〇日付けで苦情申出人から行政文書開示請求書（以下「本件請求」という。）が提出され、当該請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」の中に、本件法人を所管する担当課を実施機関に含めてほしい旨が書かれていた。

そこで、同年〇月〇〇日に苦情申出人に電話をかけ確認したところ、センターを通じて、本件法人が保有する情報の公開を求める意図であったことから、苦情申出人に対して「本件法人は、出資法人のため県とは別の法人格を有し、出資法人が条例に準じて当該出資法人の情報公開に関する規程を設けている。そのため、本件法人が保有する文書を開示請求するためには、直接本件法人に開示請求をする必要がある。よって、本件法人の所管課である経済政策課を担当課にするのではなく、直接それぞれの法人に開示請求してもらいたい」旨を伝えた。

また、苦情申出人は、センターに対して、本件法人の開示請求書の様式を送付するように求めてきたが、「出資法人のため、当センターでは保有していない。直接、本件法人に問い合わせさせていただきたい」と伝えた。

翌日（〇月〇〇日）、センターに苦情申出人から電話があり、内容は、「〇〇に連絡したところ、開示請求の手数料として300円かかることが分かった。300円は、高いのではないか。政策法務課から、〇〇に連絡して、その旨指導してもらいたい。」とのことだった。

その内容に対して、「出資法人を所管しているのは経済政策課なので、政策法務課からは直接、〇〇には伝えられない。経済政策課にその旨を伝えていただきたい。」と回答した。

苦情申出人が経済政策課に電話を回してほしいと求めたので、経済政策課に用件の概要を伝えた上で、電話を回した。

イ 上記アの対応の是非に対する実施機関の回答

(ア) 苦情申出人が、本件法人の開示請求書の様式を送付するように求めてきたことに対する対応の是非については、以下のとおりである。

本件法人は条例第28条第1項に規定する出資法人であり、当該出資法人は、「当該出資法人の保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と同項で規定されている。

しかし、出資法人は、県とは別の法人格を有し、業務運営上の独立性や主体性が尊重されるため、本件法人は、県と出資関係を有するものの、それぞれ法人格が異なり、かつ各法人が保有する情報の公開については、各法人が定める規程に則って実施されるものであることから、各法人に直接問い合わせるよう伝えたものであり、対応は適切であった。

(イ) 苦情申出人が〇〇への開示請求に係る手数料に対する指導を政策法務課として断り、経済政策課に取り次いだ対応の是非については、以下のとおりである。

	<p>要綱3において、出資法人を所管する部長（以下「所管部長」という。）は所管する出資法人に対し、条例に準じた当該出資法人の情報公開に関する規定を設け、当該規定及び情報公開の運用が適正かつ円滑に実施されるよう指導する旨規定されている。〇〇を所管する部長の所管課が経済政策課であることから、当該所管課に電話を取り次いだものであり、対応は適切であった。</p> <p>(4) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>苦情申出人は、本事案に係る苦情申出人の意見（以下「本件意見」という。）を政策法務課から経済政策課に伝えて欲しいなどの自身の要請（以下「本件要請」という。）がとおらなかったと苦情を申し出ている。そして、本件意見は出資法人である本件法人の情報公開制度に係る意見である。</p> <p>この点、出資法人は条例第28条及び要綱に基づき、情報公開に関する規定を設け、県に準じた情報公開制度を有している。そして、要綱により、当該法人に対する指導は所管部長が行うとされている。</p> <p>本事案に係るやり取りについては苦情申出人の主張と実施機関の主張にはやや齟齬があるものの、仮に当時、苦情申出人が言うとおりの本件要請があったとしても、本件意見の内容を踏まえ、政策法務課職員が苦情申出人に対して、出資法人への開示申出方法を教示した上で本件法人へ直接問い合わせるよう促したこと並びに出資法人の指導は県の規定上所管部長が行うこととなっていること及び本件法人の所管部署は経済政策課であることをそれぞれ教示した上で同課へ電話を取り次いだことには、いずれも特段不適切な点は認められない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2442号—1
情公推第15号—1
平成28年10月31日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年6月26日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案2：平成28年6月26日付け</p> <p>(1) 苦情申出書</p> <p>ア「申出に係る苦情の原因となる事実」</p> <p>担当課（千葉県精神保健福祉センター。以下「実施機関1」という。）は、平成27年〇月〇〇日に苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）の行政文書開示請求を受け付けたため、同年〇月〇日までに開示決定等の期限を延長する手続きをとることなく、ただ漫然と同年〇月〇日まで何らの決定もせず、また、同年〇〇月になってようやく苦情申出人に通知書等（精保セ〇〇〇号及び〇〇〇号）を発送した。苦情申出人は同月〇日に通知書等を受け取った。同通知書には開示しない理由として「開示請求に係る文書を保有していないため。（請求に係る文書は廃棄済みである。）」とだけ記載されており、保存期間内であるにもかかわらず廃棄したため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。</p> <p>苦情申出人は、同決定に対して同年〇月〇日付けで異議申立てをした。実施機関1は、平成27年〇月〇日付けで千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。</p> <p>実施機関1は平成28年〇月〇日付けで理由説明書を審査会に提出した。</p> <p>審査会は、平成28年〇月〇日付けで「理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について」を作成し、理由説明書に対する意見書を提出するよう依頼した。苦情申出人は同月〇日に受け取った。理由説明書によると、「当該文書の保存期間は長期保存であるため、存在しないことは、誤って廃棄したものと考えられる。」とされている。実施機関1は、平成28年〇月〇日まで、開示請求の対象文書が「誤って廃棄」されたことを苦情申出人に一切伝えなかったのである。また、その理由説明書には「審査会の委員の任免等に関する対象文書の移管状況は不明である。」、「原因、状況が不明である。」と記載されている。</p>
------	---

イ「苦情の趣旨」

- ①情報公開の全ての実施機関は、対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合に、その旨を開示請求者に直ちに電話等で連絡するなど適切に対処したうえでその旨を記載した公印付きの文書を開示請求者に速達の手紙で発送し、通知書における開示しない理由の欄もその旨を記載することとすべきである。
- ②情報公開の全ての実施機関は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第13条2項の規定を遵守、再発防止策を講じてその内容を及び結果を公表すべきである。
- ③情報公開の全ての実施機関は、決定がでたら、遅くともその翌日には決定通知を開示請求者に発送すべきである。
- ④文書の移管状況を示す行政文書は永年で保存すべきである。
- ⑤重要な文書はもとより、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者、廃棄文書の名称及び性質並びに作成者および作成年月日、廃棄方法、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄の根拠規則・法令等を明文化して長期保存すべきである。
- ⑥情報公開の全ての実施機関は、文書廃棄による不存在的な場合に、通知書における開示しない理由欄には、保存期間満了による廃棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。
- ⑦行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）の規定する救済の迅速性を確保するために、審査会の開催日数及び委員を増加すべきである。

ウ「苦情の理由」

- ①実施機関1は、遅くとも平成27年〇月〇〇日までに苦情申出人に対象行政文書の一部を「誤って廃棄した」旨を文書で明示すべきであった。
- ②実施機関1は、条例第13条第2項の規定により、開示決定等の期限を延長する手続きを取るべきであった。また、実施機関1以外にも、開示決定等の期限を延長する手続きも取らずに開示決定等の期限を超過して決定したところも存在したことを付言する。
- ③決定が出てから決定通知書を発送するまで7日を要したことは、条例第12条第1項に違反し、大きな遅延である。
- ④公文書管理、知る権利、アカウントビリティのいずれの観点からも、文書の移管状況を示す行政文書は廃棄すべきでなかった。
- ⑤公文書管理、知る権利、アカウントビリティのいずれの観点からも、文書の廃棄に関する行政文書は作成すべきであった。
- ⑥保存期間満了による廃棄ではなく、誤廃棄ないし意図的廃棄により不存在的とされた旨が通知書に記載されていなかった。
- ⑦旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）が簡

易迅速な救済を保障し、改正法が迅速性の向上を新たに規定しているにもかかわらず、異議申立てから、答申を受けた決定までに優に2年を要する事態が継続している。この事態は、旧法だけではなく、改正法の理念までも没却している。

2 調査の概要

- 平成28年 6月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案2）
平成28年 8月 2日 実施機関1への書面による調査
平成28年 8月17日 書面による調査の回答
平成28年 8月19日 総務部政策法務課（以下「実施機関2」という。）への書面による調査
平成28年 8月30日 書面による調査への回答
平成28年10月 3日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

（1）本事案における苦情（以下「本件苦情」という。）について

苦情申出人は上記1（1）イ「苦情の趣旨」にて①～⑦の主張をするが、当該主張の多くは、県の情報公開制度や文書管理事務に関する意見である。

千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、条例第27条の2第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するので、上記①～⑦の主張のうち意見を述べたと思われる部分は、本件苦情としては取り扱わない。

よって上記①～⑦の主張のうち、情報公開に係る事務についての苦情と認められる、次のアからウまでを内容とする部分を本件苦情として取り扱うこととする。

ア 実施機関1が行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）を受理してから開示決定等（以下「本件決定」という。）を行うまでに、期限の延長の手続きを行わずに30日を超過してしまったこと

イ 本件決定後、不開示決定通知書及び部分開示決定通知書（以下併せて「本件決定通知書」という。）を送付するまでに7日間を要したこと

ウ 実施機関1が不開示決定通知書の「開示しない理由」欄に正確な記載をしなかったこと

（2）実施機関の説明について

ア 本事案について、実施機関1に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

本件決定通知書については、実施機関1において平成27年〇月〇〇日に作成し、同日中に情報公開・個人情報センターに持参して開示請求者宛て発送を依頼した。

イ 実施機関1の回答を受けて実施機関2に説明を求めたところ、回答はおおむ

ね以下のとおりであった。

本件決定通知書の情報公開・個人情報センターへの提出については、実施機関1が主張するとおり、平成27年〇月〇〇日に提出を受けている。

本件決定通知書の発送日については、確認したところ、同年〇〇月〇日であり、苦情申出人の主張のとおり、受取から発送まで7日を要している。

その理由としては、本件決定通知書の請求を受け付けた担当者が休職に入ったため、その発送を引き継いだ担当者が、苦情申出人から請求のあった決定期限の近い他の案件（以下「別案件」という。）を扱っていたことから、これと併せて本件決定通知書の送付の手続きを行ったためである。

具体的な経緯は、〇月〇〇日の本件決定通知書受取後、苦情申出人への料金案内手続きを行う時点で、県庁の文書発送が可能な時間を過ぎていたため、翌〇〇日に発送をするところであったが、別案件の決定期限が〇月〇〇日であったことから、土日を挟んだ週明けの翌営業日に本件決定通知書と別案件を併せて送付する判断をした。

しかし、別案件が決定期限である〇月〇〇日に提出されず、〇月〇〇日に提出されたため、翌〇〇月〇日に発送することとなった。

また、本件決定通知書と別案件とを併せて送付することとした背景として、これまで、苦情申出人から複数の請求があった際、決定通知書と料金案内を逐次送付しても、決定期限の近い複数の請求案内が揃うまで、写しの交付申請書及び料金の送付が行われず、開示物のある程度まとめて送付するよう、苦情申出人から度々要望があったことがある。

しかしながら、本件決定通知書の送付について、受取から発送まで7日を要したことは事実であり、苦情申出人に何ら連絡をしなかったことは不適切であったと認識している。今後は、より速やかな送付に努めてまいりたい。

(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本件決定までに30日を超過したことについて

行政文書開示請求の決定期限については、条例第13条第1項より、「開示請求があった日から30日以内にしなければならない。」と規定されている。

苦情処理調査部会が調査したところ、実施機関1は平成27年〇月〇〇日に本件決定を行ったことが確認された。

本事案では、同年〇月〇〇日に本件請求書を受理しており、決定期間は開示請求があった日の翌日から起算するため、同年〇月〇〇日が本件決定の決定期限となるはずである。

しかし同年〇月〇〇日から〇月〇〇日は、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する休日に当たる。そして当該条例第2条では、「県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。」と規定されている。

	<p>したがって本件決定の決定期限は同年〇月〇〇日となり、同日付けで本件決定を行っている実施機関 1 の事務処理に不適切な点は認められない。</p> <p>イ 本件決定後、本件決定通知書の送付までに 7 日間を要したことについて</p> <p>開示決定等通知書の送付期限については具体的な定めはないが、条例第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、開示決定等通知書を通知しなければならない。</p> <p>本件では、同時期に苦情申出人が別途開示請求を行っており、当該請求に対する決定通知書と併せて送付しようとしたため、本件決定通知書の送付が遅延してしまった。</p> <p>確かに同一の送付先にまとめて郵便物を送付することは、郵便費用の軽減等、事務処理上一定の理由はあると言える。しかしながら実施機関の都合のみで苦情申出人に発送をまとめて行うことを確認せず、結果として 7 日間も本件決定通知書を留め置いた実施機関 2 の担当者の事務処理は不適切であり、実施機関 2 側に本件決定通知書の送付が遅延したことについて、合理的な理由があったとは言えない。</p> <p>よってこのことに対する実施機関 2 の事務処理は、条例の趣旨に照らしても不適切であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後実施機関 2 は条例の趣旨に基づき、開示決定等通知書を速やかに送付するよう努められたい。</p> <p>ウ 不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載について</p> <p>苦情申出人は不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載が正確でない旨主張している。</p> <p>条例第 2 7 条の 2 第 3 項第 1 号には、審査会の調査権限についての苦情、同項第 2 号には、開示決定等について旧法による異議申立てをすることができるものに係る苦情については申し出ることができないと規定されている。</p> <p>本件苦情は不開示決定通知書の理由の付記の適否に関する苦情であり、理由の付記の適否については、本件決定の妥当性ととも異議申立てを行うことができることから、同項第 2 号に該当する。また本件決定については、既に異議申立てが行われ審査会に諮問されていることから同項第 1 号に重ねて該当する。</p> <p>そうすると、当該理由の付記の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2443号—1
情公推第16号—1
平成28年10月31日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年7月16日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案3:平成28年7月16日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年〇〇月〇〇日付け障第〇〇〇〇号により行政文書部分開示決定及び不開示決定を行なった。</p> <p>苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）は、同年〇〇月〇〇日付けで実施機関に対して異議申立てをした。</p> <p>実施機関は、同年〇〇月〇〇日付けで千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。</p> <p>実施機関は、平成28年〇月〇〇日付け障第〇〇〇〇号で理由説明書を審査会に提出した。</p> <p>審査会は、同年〇月〇日付けでその理由説明書に対する意見書を同年〇月〇日までに審査会宛てで提出するよう苦情申出人に求めた。ただし、その旨の文書を苦情申出人が受け取ったのは、同年〇月〇日のことである。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているため、行政と市民との公平を担保する観点からも、本件の担当課に限らず実施機関担当課に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求める。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>実施機関担当課が異議申立を受け付けてから約8か月後に理由説明書を審査会に提出したことは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年3月25日改正前のものをいう。以下「条例」という。）の前文、第1条、3条、26条、27条及び30条に違反し、また、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の簡易迅速な救済を没却させる行為である。</p>
------	--

	<p>2 調査の概要</p> <p>平成28年 7月19日 苦情の申出書の受付（苦情事案3）</p> <p>平成28年10月 3日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>（1）本事案は、審査会が不服申立人に意見書を1か月以内に提出するよう求めているため、公平の観点からも、担当課に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に理由説明書を提出させるよう求めるという内容の苦情である。</p> <p>（2）苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 苦情申出人は、審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているのだから、実施機関に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求めると主張する。</p> <p>イ 当部会で調査したところ、審査会は、条例第23条第4項により、「不服申立人、諮問実施機関等に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること…若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる」こととされ、不服申立人及び実施機関等に対して意見書の提出を求めることは、審査会の調査権限に基づくものである。</p> <p>すなわち、審査会に対する意見書等の提出に関する事務は、審査会の専管事項であり、意見書等を求める期間をどの程度にするかは審査会の裁量に属するものである（千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定）第6条参照）。</p> <p>ウ 以上のことから本件苦情は審査会の調査権限についての苦情であると認められ、条例第27条の2第3項第1号に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第3846号-1
情公推第34号-1
平成29年 3月13日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年8月28日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案4：平成28年8月28日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となった事実</p> <p>① 平成27年〇〇月〇日に、苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）が同年〇月〇〇日付け（障第〇〇〇〇号）による開示決定及び同日付け（障第〇〇〇〇号）による部分開示決定に対して異議申立てをした。</p> <p>② 平成28年〇月〇〇日に、健康福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。</p> <p>③ 平成28年〇月〇〇日に、苦情申出人が、郵送により、諮問通知書を受け取って上記②の事実を知った。</p> <p>なお、当該諮問通知書の写しを資料として提出する。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>障害福祉課に限らず、全ての実施機関担当課は、行政不服審査請求があれば、速やかに、行政不服審査会に諮問せよ。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>不服申立から9ヶ月以上も経過してようやく審査会に諮問したことは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第20条第1項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第1条第1項に違反する。</p> <p>何よりも、国民主権に反する。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成28年 8月29日 苦情の申出書の受付（苦情事案4）</p> <p>平成28年12月13日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査</p>
------	--

平成29年 1月10日 実施機関からの書面による調査の回答
平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、開示決定等に対する異議申立てについて、実施機関の審査会への諮問が遅いという内容の苦情である。

(2) 本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

苦情申出人から4件の異議申立てがなされており、当該異議申立てがなされた時点では2件の諮問未処理事案があったため、順番に対応していた。同日に別件の異議申立てがあり、さらに別案件において追記決定事項の検討があった。また、当該事案についても、関連する行政文書がおよそ1300枚と著しく大量で見直しに時間を要したため。

(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

開示決定等に対する異議申立てについては、条例第20条第1項において不服申立てが不適法であり、却下するとき等を除き、速やかに千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない旨規定されており、また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成28年3月25日改正前のもの。以下「要綱」という。）第5の4（2）において、「異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする。諮問までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。」と規定されている。

本事案で審査会に対する諮問が遅れたことについて、実施機関は苦情申出人の複数件の異議申立てに対し順番に対応していたこと、また、関連する行政文書が著しく大量で見直しに時間を要したことを理由としている。

本事案のように特定の課室に対し、大量の対象行政文書の開示決定等に対する異議申立てが複数件なされた場合、当該課室においては他の業務も行っているところ、当該異議申立ての処理に時間を要することは否定できない。本事案においては、特定の課室において計4件の未諮問事案があり、その中には、開示決定等を見直し、当該決定を一部取り消して再度開示決定等を行ったものや、当該異議申立てに係る大量の対象行政文書の見直しに時間を要した事案があると認められ、そのような事情を考慮すると、当該異議申立ての処理が特定の課室の業務をある程度圧迫していたといえることができる。

しかし、そのような事情を考慮しても、本事案の異議申立てから諮問までに約9ヶ月を要しているということは、条例及び要綱で想定される期間の範囲を著しく超過していると言わざるを得ず、実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

調査委員	橋本 拓朗、桑波田 和子
------	--------------

処 理 結 果 通 知 書

政法第3922号-1
情公推第36号-1
平成29年3月13日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成28年9月3日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案5:平成28年9月3日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>平成28年〇月〇日に、苦情申出人（以下「申出人」という。）は、平成28年〇月〇日付けの「苦情調査の実施について」を郵送で受け取った。その日のうちに、申出人は、政策法務課情報公開班のA氏に、「苦情調査の実施について」の趣旨（既に提出済みの情報公開事務に係る苦情の申出書の記載では不十分だからもっと具体的に詳細に記載せよという趣旨か）、「苦情調査の実施について」への回答はFAXによる提出が可能かといったことを質問したとともに、<u>実施機関担当課から出された意見書・説明書等（千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制定。以下「要領」という。）第6条第3項によるもの）を無料で自動的に申出人に送るべきではないかという意見</u>（以下、下線部分を当該意見という。）を述べた。その際に既に提出済みの情報公開事務に係る苦情の申出書の記載では不十分だからもっと具体的に詳細に記載せよという趣旨である旨及び上司が休暇のためFAXによる提出の可否については来週に回答することになるとの回答等を得たのに対して、当該意見に対する検討結果は、文書では回答できない旨を回答された。そこで、当該意見に対する検討結果は、電話による回答を求めた。すると、当該意見は、政策法務課情報公開班内で検討するのか貴会議で検討するのか、そして、検討結果を回答するかどうか、さらには、非常に分かりにくいですが、検討結果を回答するかどうかを電話で回答することができるかどうかまでも、1週間の休暇中の上司が出勤してきてから上司と検討して決めるとの回答を得た。</p> <p>平成28年〇月〇日に、申出人は、政策法務課情報公開班のA氏から電話があり、FAXでの提出も可能との回答を得た。その際に、当該意見に対する検討の進捗状況を質問したところ、検討結果を回答するかどうか、検討結果を回答するかどうかを電話で回答することができるかどうかまで、まだ課内で検討</p>
------	--

中との回答を得た。

平成28年〇月〇〇日に、平成28年〇月〇日からゆうに1週間が経過し、最後にやりとりした同〇日から18日も経過したにもかかわらず、何らの連絡もなかったために、申出人から政策法務課情報公開班のA氏に電話連絡した。すると、申出人は、A氏から、当該意見の検討は貴会議にて行うことになったとの回答を得た。申出人は、いつ当該意見の検討が貴会議にて行うことになったのかを質問したところ、A氏から、〇月上旬くらいとの回答を得た。そして、申出人は、なぜ、貴会議に諮るということが決定したことを、〇月下旬になってもなお、連絡しなかったのかと質問した。すると、申出人は、A氏から、本件では、最終的に決定したわけではなく、逐一、意見についての検討結果を報告することはできない旨の回答を得た。しかし、申出人がその件につき、同月〇日と〇日に回答を求めていた上、貴会議に諮るということが決定しており、かつ、貴会議の決定は1日2日や数週間ではなされるわけではなく相当長い期間を要する以上、貴会議にて検討することが決定したという旨を文書や電話で遅滞なく回答すべきである旨を伝えた。すると、当該意見に回答するか否かも含めて課内で検討するとの回答を同月〇日と〇日に行っているし、平成28年〇月〇〇日現在でも回答するか否かを検討中であるとの回答を得た。しかしながら、申出人がその回答を得る前に、A氏からその電話連絡中に、貴会議にて検討することが決定したという旨を申出人に回答している。

(2) 苦情の趣旨

千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用等を改善するよう意見した場合に、意見に対しての回答をするか否かを電話または文書により回答するか否かを検討しているため回答できないなどという迂遠で狡猾な対応をしてはならない。

センター職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用等の改善・改革に意見したことに対しては、真摯に対応し、回答や説明を求められたら、回答が出次第遅滞なく回答すべきであり、検討方法により比較的長期を要することに決まったときは、その検討方法に決まった旨、長期を要する理由及び長期を要してまでもあえてその方法により検討しなければならない根拠等を当該主権者に文書または口頭により知らせるように求める。

(3) 苦情の理由

開かれた県政を実現するために千葉県の情報公開の運用等について申出人が改革・改善を求めたことに対して、千葉県政策法務課情報公開班職員が、回答するかしないかを回答するかしないかも含めて検討すると回答したり、検討方法が短期間で済むものではなく長期間を要するものであるにもかかわらず、検討方法が決まった旨、長期を要する理由及び長期を要してまでもその方法により検討しなければならない根拠等を回答しなかったりすることは、日本国憲法（昭和21

	<p>年11月3日憲法。以下「憲法」という。)第1条に規定する国民主権及び第15条第2項に違反するとともに、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)の前文、第1条、3条、26条、27条及び30条の各規定に直接、間接に違反し、その趣旨を没却し、憲法全体の精神及び条例全体の精神を否定するものである。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成28年9月6日 苦情の申出書の受付(苦情事案5)</p> <p>平成29年2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦情処理調査部会」という。)で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、政策法務課情報公開班の職員が実施機関の情報公開に係る事務として行った事務ではなく、要領第4章に規定される苦情処理調査部会の事務局として行った事務に関して、回答が遅い等といった内容の苦情である。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>本件苦情は、苦情処理調査部会の事務処理に対する苦情であり、条例第27条の2第3項に規定の「実施機関の情報公開に係る事務」に対する苦情ではないため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
調査委員	佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第3809号—1
情公推第29号—1
平成29年3月2日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年9月27日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案6：平成28年9月27日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>千葉県教育委員会教育長内藤敏也（以下「内藤」という。）が行った行政文書部分開示決定（平成28年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号。以下「本件決定」という。）。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>内藤は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条（【解釈及び運用】1）に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正するよう苦情を申し入れる。</p> <p>なお本苦情申出日に千葉県総務部政策法務課相談調整班に対し、同趣旨の苦情並びに改善を申し入れた。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>条例は、「苦情の趣旨」のとおり迅速な開示を規定している。しかし内藤は本年〇月〇〇日に本件決定を行った行政文書の開示について、実際の開示を実施する日時（以下「開示日時」という。）を本年〇〇月〇日と指定した。仮に変更が可能であるとしても、係る指定は条例第13条第1項の30日の期間を超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時の指定であり、実質的に開示延長決定を迂回した開示延長である。</p> <p>当然のこととして内藤は条例第13条の規定を知っており、本件開示日時の指定は、速やかな開示を定めた条例に対し故意に計画的に違反する行為である。</p> <p>すでに本年〇〇月中は他実施機関の開示が予定されており、本件部分開示は遅くとも〇〇月上旬になされるべきである。</p> <p>なおここ数年間、千葉県情報公開センター並びに各実施機関と苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）の間で、毎週火曜日午前を開示日時としておき速やかな開示に努めてきており、このことは右三者で了解している。</p>
------	--

2 調査の概要

平成28年 9月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案6）

平成28年12月12日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）

への書面による調査

平成29年 1月 6日 書面による調査の回答

平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案における苦情（以下「本件苦情」という。）について

本件苦情の趣旨は、実施機関が開示日時を本件決定の日から2か月以上先の日時を指定したことである。

(2) 実施機関の説明について

本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

次に掲げる事項等を総合的に判断し開示日時を指定した。

ア 情報公開事務に係る苦情の申出書（平成27年〇月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号及び同日付け苦第〇〇〇〇〇号。以下「苦情申出書」という。）を受け、開示日時と旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第25条の規定による口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を聴取する日時とが同じ日としないことを考慮したこと。

イ 苦情申出人が当該聴取をする日時の変更を希望した場合、開示日時が指定されていなければ、当該変更がしやすいという苦情申出人の利便性を考慮したこと。

ウ 当該聴取を平成28年〇〇月中に開催することは、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ることを目的とする同法第1条の趣旨及び苦情申出人にとって同法に基づく異議申立てを早期に解決することにかなうであろうことを考慮したこと。

エ 苦情申出人の希望で、開示日時は「毎週火曜日午前」とされていることを考慮したこと。

行政文書部分開示決定通知書（平成28年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号並びに同月〇〇日付け浦南第〇〇〇号、第〇〇〇号及び第〇〇〇号。以下「決定通知書」という。）の注1により、苦情申出人が具体的な開示希望日時を申し出ることによって、開示日時を、苦情申出書（同月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）（別紙）（三）に記載された「〇〇月上旬」又は苦情申出書（同年〇〇月〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）（別紙）（三）に記載された「〇〇月」にすることは可能であったと考える。

	<p>総務部政策法務課相談調整班から苦情申出書（同年〇月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）の趣旨が説明され、開示日時の記載を決定通知書（同年〇〇月〇日付け松南第〇〇〇号から第〇〇〇号まで）から同年〇〇月の日時を記載し、決定通知書（同年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号並びに同月〇〇日付け浦南第〇〇〇、第〇〇〇及び第〇〇〇号）のみが、上記からやむを得ず、同年〇〇月の日時を記載したところである。</p> <p>(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、実施機関が開示日時を本件決定の日から2か月以上先の日時を指定したことの妥当性について、次のとおり判断する。</p> <p>開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。</p> <p>苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月上旬に行われるべきであると主張しているが、実施機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう考慮したためと説明する。</p> <p>これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないものの、この考え方は一定の合理性があると認められる。</p> <p>以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。</p> <p>しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであり、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが求められる。</p> <p>なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠なことから、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。</p>
調査委員	佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第3810号—1
情公推第30号—1
平成29年3月2日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年10月4日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案7：平成28年10月4日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>千葉県教育委員会教育長内藤敏也（以下「内藤」という。）が行った行政文書部分開示日の遅延（平成28年〇月〇〇日付け浦南第〇〇〇号、〇〇〇号、〇〇〇号）。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>内藤は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条（【解釈及び運用】1）に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正するよう苦情を申し入れる。</p> <p>なお前回の苦情申出日に千葉県総務部政策法務課相談調整班に対し、同趣旨の苦情並びに改善を申し入れたが、下記のとおり結果として教育庁の不当行為に棹差すこととなっている。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>条例は、「苦情の趣旨」のとおり迅速な開示を規定している。しかし内藤は本年〇月〇〇日に部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った行政文書の開示について、〇〇月は開示を実施する日時（以下「開示日時」という。）の提案が一切ない状況であるにもかかわらず、開示日時を本年〇月〇〇日と指定した。仮に変更が可能であるとしても、係る指定は条例第13条第1項の30日の期間を超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時の指定であり、実質的に開示延長決定を迂回した開示延長である。</p> <p>前回〇月〇〇日に行った苦情の申出の際、千葉県情報公開センター相談調整班職員にも、口頭で開示日時を異常に遅延させていることについて指摘をし善処を求めた。今回の苦情に係る部分開示決定は、苦情を伝えた〇〇日以降〇〇日に行われており、機関外の者としては職員氏名は伏すが、センター職員も教育庁が行う条例第13条違反に加担し、千葉県の組織ぐるみでかかる不当行為を行っている判断せざるを得ない。</p> <p>当然のこととして内藤は条例第13条の規定を知っており、本件開示日時の指定は、速やかな開示を定めた条例に対し故意に計画的に違反する行為である。</p>
------	---

すでに本年〇〇月中は他実施機関の開示が予定されており、本件部分開示は遅くとも〇〇月になされるべきである。

なおここ数年間、千葉県情報公開センター並びに各実施機関と苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）の間で、毎週火曜日午前を開示日時としておき速やかな開示に努めてきており、このことは右三者で了解している。

2 調査の概要

平成28年 10月4日 苦情の申出書の受付（苦情事案7）

平成28年12月12日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）

への書面による調査

平成29年 1月 6日 書面による調査の回答

平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

（1）本事案における苦情（以下「本件苦情」という。）について

本件苦情の趣旨は、実施機関が開示日時を本件決定の日から2か月以上先の日時を指定したことである。

（2）実施機関の説明について

本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

次に掲げる事項等を総合的に判断し開示日時を指定した。

ア 情報公開事務に係る苦情の申出書（平成27年〇月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号及び同日付け苦第〇〇〇〇〇号。以下「苦情申出書」という。）を受け、開示日時と旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第25条の規定による口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を聴取する日時とが同じ日としないことを考慮したこと。

イ 苦情申出人が当該聴取をする日時の変更を希望した場合、開示日時が指定されていなければ、当該変更がしやすいという苦情申出人の利便性を考慮したこと。

ウ 当該聴取を平成28年〇〇月中に開催することは、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ることを目的とする同法第1条の趣旨及び苦情申出人にとって同法に基づく異議申立てを早期に解決することになうであろうことを考慮したこと。

エ 苦情申出人の希望で、開示日時は「毎週火曜日午前」とされていることを考慮したこと。

行政文書部分開示決定通知書（平成28年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号並びに同月〇〇日付け浦南第〇〇〇号、第〇〇〇号及び第〇〇〇号。以下「決定通知書」という。）の注1により、苦情申出人が具体的な開示希望日時を申し出ること

によって、開示日時を、苦情申出書（同月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）（別紙）（三）に記載された「〇〇月上旬」又は苦情申出書（同年〇〇月〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）（別紙）（三）に記載された「〇〇月」にすることは可能であったと考える。

総務部政策法務課相談調整班から苦情申出書（同年〇月〇〇日付け苦第〇〇〇〇〇号）の趣旨が説明され、開示日時の記載を決定通知書（同年〇〇月〇日付け松南第〇〇〇号から第〇〇〇号まで）から同年〇〇月の日時を記載し、決定通知書（同年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号並びに同月〇〇日付け浦南第〇〇〇、第〇〇〇及び第〇〇〇号）のみが、上記からやむを得ず、同年〇〇月の日時を記載したところである。

（3）苦情処理調査部会は、検討の結果、実施機関が開示日時を本件決定の日から2か月以上先の日時を指定したことの妥当性について、次のとおり判断する。

開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。

そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。

苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。

また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月に行われるべきであると主張しているが、実施機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう考慮したためと説明する。

これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないものの、この考え方は一定の合理性があると認められる。

以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。

しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであり、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが求められる。

なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠なことから、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。

調査委員	佐野 善房、上谷 豪
------	------------

処 理 結 果 通 知 書

政法第3848号-1
情公推第35号-1
平成29年 3月13日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成28年10月12日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案8：平成28年10月12日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>平成28年○月○日付けで、苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）は、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。</p> <p>同年○月○日付け救医セ第○○○号により、千葉県病院局長（以下「実施機関1」という。）は、千葉県救急医療センター（以下「センター」という。）事務局管理課が担当課となった行政文書部分開示決定（以下「第1処分」という。）をした。</p> <p>同年○月○日付けで苦情申出人は、第1処分について審査請求した。</p> <p>同年○月○日付けで、センター事務局管理課が料金案内文と第1処分に係る「弁明書副本の送付書（審査請求人用）」、第1処分に係る「弁明書」、「平成28年○月○日付け救医セ第○○○号行政文書部分開示決定通知書（以下「第2処分」という。）」、「行政文書等の写しの交付申請書」を作成して同月22日に苦情申出人に発送した。同月○日に、苦情申出人は、それらの文書を受け取った。同弁明書には、審査請求の一部につき認容する（日時を開示する）旨の記載があった。</p> <p>同月○日に、センター事務局管理課は、苦情申出人に電話連絡して料金案内文と「行政文書等の写しの交付申請書」を破棄するように求めたとともに、第2処分に係る開示文書等を発送した。</p> <p>同月○日に、苦情申出人は、第2処分に係る開示文書等を受け取った。</p> <p>同年○月○日付けで、苦情申出人は、第1処分に係る審査請求に係る反論書をセンター事務局管理課に発送した。</p> <p>実施機関1は、同月○日付け救医セ第○○○号「行政文書部分開示決定の取</p>
------	--

消しについて」により、第1処分を取消すとともに、第2処分の通知書に教示がなかったため教示を追加した。

同月〇〇日に、苦情申出人は、上記同月〇〇日付け「行政文書部分開示決定の取消しについて」を郵送で受け取った。

同日付けで、実施機関1は、裁決により、本件通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄に何らの理由も記載されていなかったことを理由に第1処分を取り消した。

同年〇月〇日に、苦情申出人は、郵便で、同裁決書を受け取った。

同月〇日に、苦情申出人は、理由記載の瑕疵により開示決定等の処分が取消された経験がこれまでなかったことから困惑して政策法務課に本件裁決等について電話で問い合わせたところ、担当職員から、このままでは第1処分に係り審査請求した分のうち、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）によってではなく、あくまで諮問庁によって認容されなかった部分（文書の特定及び日時以外の不開示箇所を開示すること）も含めて却下されたため、第2処分に対して新たに審査請求しなければ同部分につき審査請求が継続されず、また自動的に第2処分に対しても審査請求がなされたとしてもできない旨の回答を得て、副次的に、第2処分があったことを知った日（平成28年〇月〇〇日）の翌日からではなく、「行政文書部分開示決定の取消しについて」による教示があった日（平成28年〇月〇〇日）の翌日から起算して3月を過ぎたら審査請求をすることができなくなる旨の発言があった。

その回答及び発言を受けて、苦情申出人は同年〇月〇日付けで、第2処分に対して審査請求した。

同月〇〇日に、センター事務局管理課は、第2処分に係る「弁明書副本の送付書（審査請求人用）」、第2処分に係る「弁明書」を苦情申出人に発送した。

同月〇〇日に、苦情申出人は第2処分に係る上記2文書を受け取った。

同月〇〇日付けで、第2処分に係る審査請求を諮問して諮問通知書を審査請求人たる苦情申出人に発送した。

同月〇〇日には、苦情申出人は、同諮問通知書を受け取った。

同年〇〇月〇〇日に、苦情申出人がセンター事務局管理課に電話連絡して、第1処分に係る審査請求は審査会に諮問していないことを確認した。

同日付けで、苦情申出人は、第2処分に係る反論書を発送した。

現在、審査会の答申を受けた再処分は、審査請求からおよそ2年もの歳月を要している。

なおセンター事務局管理課と政策法務課とが本件審査請求の件で相談していた事実を両課の職員から確認している。

(2) 苦情の趣旨

今後も、本件に限らず、全ての実施機関担当課は、開示請求者が文書の特定や文書の不開示箇所を開示する旨で審査請求して、審査庁により、文書を新たに特

定したり不開示箇所の一部を開示したりする旨で行政不服審査請求が一部認容された場合には、審査会の答申を受けた再処分を待つまでもなく、直ちに、一部認容した再処分を出して文書を開示すべきである。

そのうえ、今後は、本件に限らず、全ての実施機関担当課は、審査庁により行政不服審査請求が認容されなかった部分につき新たに審査請求することなく当初の審査請求を継続すべきである。

また、本件に限らず、全ての実施機関担当課は、通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄に十分な理由が記載されていなかったことを理由に開示決定等が取消された場合でも、文書の特定や不開示箇所の開示等で争いが続いている以上、審査請求を継続すべきである。

本件及び本件同様の件が行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たるかどうかを明らかにすべきである。

本件に限らず、全ての実施機関担当課は、万一、教示に不備のある通知書に教示文を追加するのであれば、可及的速やかに教示文を追加すべきである。

本件に限らず、全ての実施機関担当課は、行政不服審査法第18条第1項の保障する審査請求期間を短縮することと同様の効果を生じさせることにより、行政不服審査請求権を侵害してはならない。

本件に限らず、全ての実施機関担当課は、2度目の処分についても審査請求しなければ当初の処分に係る審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分に係る審査請求が継続されない旨を審査請求人に2度目の開示決定等の通知書の備考欄や案内文といった文書により直ちに知らせるべきである。

(3) 苦情の理由

一般に、他の自治体であれ、国や独立行政法人等であれ、審査庁が行政不服審査請求を一部認容した場合でも、当該行政不服審査請求は、認容されなかった部分に限り継続される。しかし、本件では、審査庁により本件行政不服審査請求が一部認容されて改めて行政文書の開示実施を受けた後で、実施機関1は、本件通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄に何らの理由も記載されていなかったことを理由に第1処分を取消したことで、審査請求が継続されなかった。

それにより、苦情申出人は、第2処分について新たに審査請求することを余儀なくされたうえ、新たに審査請求書や反論書等を作成したり発送したりする時間的、経済的、精神的負担を被った。

したがって、審査請求が審査庁により全部認容されたわけでもない場合に、審査請求を継続しないことは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の序説（通常これを前文と呼称するが、これは条例の一部であるから、前文というのは適しず、序説と呼称すべきである）、第1条、3条、8条柱書、9条各項、12条1項、21条1項、26条、27条、29条1項、30条の規定に違反し、条例全体の精神にも違反するため、違法・不当である。

また、審査請求が審査庁により一部認容された場合でも審査会の答申を経なければ文書を開示しないことは、条例の序節、第1条、3条、8条柱書、9条各項、12条1項、26条、27条、29条1項、30条の規定に違反し、条例全体の精神にも違反するため、違法・不当である。しかし、現在の政策法務課の説明では、本件同様に審査請求が審査庁により一部認容された場合であっても、審査会の答申を経なければ文書が開示されないおそれがある。

本件では、ただ偶然に審査庁により審査請求が一部認容されたが、審査庁により審査請求が一部認容されない場合でも、通知書の「開示しない理由及び開示しない理由」欄に十分な理由が記載されていないことはありうる。その場合に、開示決定等の処分が取消されてしまったら、わざわざ同様の内容で新たに開示請求することを余儀なくされるのである。これは、著しく不合理である。

適法な審査請求をすることができる期間についてであるが、本件が行政不服審査法第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たるかが明らかではない。行政不服審査法第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たらないのであれば、行政不服審査法第18条第1項の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を過ぎたら審査請求をすることができなくなると解しなければならないことになってしまう。そして、本件では、第2処分に係る教示が救医セ第〇〇〇号「行政文書部分開示決定の取消しについて」により郵送で平成28年〇月〇〇日になされたものの、第2処分があったことを知った日の翌日が同年〇月〇〇日であるため、第2処分があったことを知った日の翌日と第2処分があったことを知った日の翌日と第2処分に係る教示との間には優に38日もの日数が経過している。本来は第2処分の通知書に教示文を記載すべきであったが、通知の後で教示するのであれば、可及的速やかに文書で教示すべきであって38日もの日数を要したことは遅きに失したと言わざるを得ない。

第2処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に偶然に審査請求ができたが、一般に、審査庁が審査請求を一部認容して当初の処分を取消して2度目の処分をして、2度目の開示等決定通知書に教示文を記載しておらず、2度目の開示等決定通知の後で教示文が記載された文書が交付された場合には、2度目の処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に当然に教示がされるとは、到底言えず、また、たとえ、同場合に2度目の処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教示があったとしても、行政不服審査法第18条第1項の保障する審査請求期間を徒に短縮させるものであると言わざるを得ない。ゆえに、本件では、行政不服審査法第18条第1項に違反する重大な疑義があり、それにより行政不服審査法第1条第1項にも違反する疑いが強い。

本件では、偶然に審査請求を超過する前に第1処分の審査請求人たる苦情申出人が政策法務課に問い合わせをしたために第2処分についての適法な審査請求期間を経過しないうちに審査請求することができたのである。問い合わせ以外

では、政策法務課もセンター事務局管理課もその他千葉県の一切の部局課室等も、第2処分についても審査請求しなければ、第1処分に係る審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分に係る審査請求が継続されない旨を審査請求人たる苦情申出人に口頭であれ文書であれ一切知らせていない。苦情申出人が問い合わせをしていなかったら、苦情申出人は、第1処分に係る審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分に係る審査請求が継続されていると考えて、第2処分についても新たに審査請求することなく日常生活を送っていた。かかる行政の不作为または不作为と同視すべき行政作用は、条例の序節、第1条、3条、8条柱書、9条各項、12条1項、26条、27条、29条1項、30条の規定に違反し、条例全体の精神にも違反し、教示制度の趣旨を没却ないし潜脱するものであるため、違法・不当である。

2 調査の概要

平成28年10月12日 苦情の申出書の受付（苦情事案8）

平成28年12月13日 実施機関1への書面による調査

平成28年12月26日 実施機関1からの書面による調査の回答

平成29年 1月16日 千葉県知事（以下「実施機関2」という。）への書面による調査

平成29年 2月10日 実施機関2からの書面による調査の回答

平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

（1）苦情申出人が平成28年〇〇月〇〇日付け情報公開事務に係る苦情の申出書において述べていることは、おおむね以下のとおりである。

ア 今後も、特定漏れや不開示部分に係る審査請求があった際に、審査庁により新たな文書の特定や不開示部分の一部が開示される場合には、審査会の答申を待つまでもなく再処分を行い、文書を開示すべきである。

イ 審査庁において審査請求が全部認容されなかった場合、当該審査請求は認容されなかった部分に限り継続される。よって当該審査請求が審査会に諮問をされないのは不当である。

ウ 理由付記の瑕疵により、審査請求に係る処分が取り消されたとしても、文書の特定や不開示部分等について争いが続いている以上、審査請求を継続すべきである。

エ 本事案及び類似事案が行政不服審査法第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たるかどうかを明らかにすべきである。

オ 教示に不備のある開示決定等の通知書に教示文を追加するのであれば、可及的速やかに教示文を追加すべきである。

カ 行政不服審査法第18条第1項の保障する審査請求期間を短縮させることと

同様の効果を生じさせることにより、審査請求権を侵害してはならない。

キ 第2処分について審査請求しなければ第1処分への審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分への審査請求が継続されない旨を審査請求人に2度目の開示決定等の通知書の備考欄等で直ちに知らせるべきである。

(2) 本事案について、実施機関1（センター）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 本件請求に係る決定及びその審査請求に係る一連の経緯については、以下のとおりである。

① 本件請求の請求書が政策法務課から平成28年〇月〇〇日付けで送付された。

② 本件請求に対し、個人に関する情報等が含まれていることから、第1処分を行い、決定通知書を苦情申出人へ発送した。

③ 同年〇月〇〇日付けで、第1処分を取消しかつ全部開示を求める旨の苦情申出人の審査請求書（以下「第1審査請求」という。）が政策法務課から同月〇〇日付けで送付された。

④ 第1審査請求に対し、個人に関する情報とは認められない日時については苦情申出人の主張を容認し、第1審査請求に係る弁明書及び第2処分の通知書を作成し、同年〇月〇〇日付けで当該弁明書の副本と第2処分の通知書を苦情申出人へ同月〇〇日に送付した。

⑤ 第1審査請求に係る諮問書作成にあたり、政策法務課に相談していたところ、第1処分の「開示しない部分及び開示しない理由」欄の記載漏れ及び第2処分に、審査請求及び行政訴訟を行うことができる旨の教示（以下「教示文」という。）の記載がないことが確認された。

⑥ 上記④の弁明書副本に対し、苦情申出人から同年〇月〇〇日付け反論書の送付があった。

⑦ 第1処分については理由欄に具体的な理由等の記載がないことから処分を取り消すこと及び第2処分の通知書に教示文を付記する旨を同月〇〇日付けで併せて苦情申出人に通知した（同日送付）。

⑧ 上記⑦にて第1処分の取り消しを行ったため、第1審査請求を却下する旨の裁決を同月〇〇日付けで苦情申出人に通知した（同日送付）。

⑨ 同年〇月〇日付けで、第2処分に対する審査請求書（以下「第2審査請求」という。）が政策法務課に提出され、政策法務課から同月〇日付けで送付された（同月〇日收受）。

⑩ 第2審査請求に対し、同月〇〇日付け救医セ第〇〇〇号弁明書副本を苦情申出人へ同日付けで送付した。

⑪ 第2処分について再検討を行い、第2処分が妥当であると判断したため、審査会へ諮問書を同月〇〇日付け救医セ第〇〇〇号により送付するとともに、苦情申出人へ諮問通知書を同日付けで送付した。

⑫ 上記⑩の弁明書副本に対し、苦情申出人より同年〇〇月〇〇日付けで反論書

の送付があった（同月〇〇日收受）。

⑬ 上記⑪の諮問書により諮問した審査請求に対する裁決について、諮問第〇〇〇号として受け付けた旨、同年〇〇月〇〇日付けで審査会より通知があった（同年〇〇月〇日收受）。

イ 第2処分を行う際に、第1処分の変更又は取消しを行わなかったのは、第2処分を行う際に、第1処分について開示しない部分の理由の記載漏れが判明していなかったため、取消し等を行わなかった。

ウ 第2処分について、審査請求及び行政訴訟を行うことができる旨の教示を行わなかった理由について

行政文書開示請求に係る事務については、政策法務課の管理する開示請求管理システム（以下「システム」という。）により事務を進めているが、第2処分の通知書を作成する際、システムを利用して、本件請求について再度決定を行う場合には、通知書の教示文が記載されないことに気づかず発送してしまったものである。その後、第2処分に教示文の記載がないことが判明したことから、平成28年〇月〇〇日付け文書において、第2処分に教示文を追加する旨通知した。

エ 第2処分について、教示文を追加する旨の通知をするのに約1ヶ月を要した理由については、職員が情報公開事務に精通しておらず、当該通知文作成に時間を要したためである。

オ 第1審査請求を却下した際に、第1処分で認容されなかったことについては、第2処分に対する審査請求を提起しなければ争えない旨を伝えなかった理由については、事務処理に遺漏があったものである。

(3) 本事案について、実施機関2（政策法務課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 第1審査請求については、平成28年〇月〇〇日付けのセンター担当者のメールにて審査会への諮問書に添付する資料などにつき相談があったものである。また、政策法務課担当者がセンター担当者から確認のためメールで送られてきた上記添付資料を平成28年〇月〇〇日に確認したところ、決定通知書に開示しない理由が記載されていないことが判明したものである。

イ 平成28年〇月〇日に政策法務課とセンターの主務課である病院局経営管理課と協議を行い、以下のように回答・助言を行った。

(ア) 本件請求について、同一の対象行政文書に対し、第1処分と、第2処分という、2つの異なる決定が併存している状態であり、いずれかを取り消す必要があること。

(イ) 第1処分には理由の提示に瑕疵があり、また第2処分には審査請求及び訴訟に係る教示が欠落している。

それぞれの決定に不適切な点はあったが、第2処分の不備のほうが第1処分の不備より軽微なものであり、また第2処分は第1処分を再検討した結果、第1処分不開示とした部分の一部を開示していることを考慮すると、第2処分を存続させ、第1処分を取り消すことが適当ではないかということ。

(ウ) 上記(イ)により、第2処分を存続させる場合には、第2処分に欠落している審査請求及び訴訟に係る教示を行う必要があるということ。

(エ) 第1審査請求については第1処分に対してなされているため、第1審査請求に係る処分である第1処分を取り消した場合、第1審査請求に係る処分が消滅し、第1審査請求は形式要件を満たさず、不適法な審査請求になるため、第1審査請求を却下するよう助言したこと。

(4) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

苦情申出人の主張は上記(1)のとおりであるが、これらの主張のうち、上記(1)アについては、県の情報公開制度に関する意見である。当該意見は条例第27条の2第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議が、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領(平成17年8月18日制定)第4条に規定する方法で聴取するため、苦情処理調査部会では取り扱わない。

また、上記(1)ウについては、審査請求に係る処分が取り消された場合の当該審査請求の取扱いは、当該審査請求の審理手続きの中で検討されるべきことであり、また、本事案においては第1処分、第2処分ともに審査請求がなされていることから、条例第27条の2第3項第3号「開示決定等について行政不服審査法による審査請求をした場合における当該審査請求に係る苦情」に該当し、苦情処理調査部会では取り扱わない。

上記(1)エ及びカについては、審査請求期間は処分があったことを知った日の翌日から起算して3月であるが、正当な理由がある場合はこの限りでないとして行政不服審査法第18条第1項に規定されている。教示文のない処分については「正当な理由がある場合」にあたると考えられるが、当該審査請求が「正当な理由がある場合」にあたるかどうかは、行政不服審査の手続きにおいて検討されることである。また、第2処分については既に審査請求がなされていることから、条例第27条の2第3項第3号「開示決定等について行政不服審査法による審査請求をした場合における当該審査請求に係る苦情」に該当し、苦情処理調査部会では取り扱わない。

よって、苦情処理調査部会では、上記(1)イ、オ及びキについて以下検討する。

ア 本事案に係る経緯について、以下のことが認められる。

(ア) 本件請求に対し、実施機関1は第1処分を行い、それに対し苦情申出人が第1審査請求を行ったこと

(イ) 実施機関1は第1処分の一部に不適切な点があったことを認め、本件請求に対する第2処分を行ったが、第1処分については一部取消し等の措置を行わず、また、第2処分に教示文を付加しなかったこと

(ウ) 実施機関1は第2処分を行った後、第1処分の理由の提示に不備があったと認識し、政策法務課と相談し、第1処分の取り消し及び第2処分に教示文を付記する旨の通知(以下「本件通知」という。)を苦情申出人に対し送付したこと

(エ) 第1処分を取り消したことに伴い、第1審査請求を却下する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)を行ったこと

(オ) 本件通知及び本件裁決の謄本を苦情申出人に送付する際に、第1審査請求により不服を申し立てていた事項は今後継続されず、継続させる場合には第2処分について審査請求することが必要である旨を伝えなかったこと

(カ) 苦情申出人から第2処分に対する審査請求が提起されたこと

イ 苦情申出人の上記(1)イの苦情について

実施機関1は、第1審査請求に係る処分である第1処分は既に取り消されたものであり、第1審査請求が不適法なものであると判断したため、第1審査請求を却下している。

条例第21条第1項第1号の規定により、審査請求が不適法であり、却下する場合については審査会への諮問は要しないとされていることから、第1審査請求を諮問しなかったことについて、実施機関1の事務処理に不適切な点は認められない。

ウ 苦情申出人の上記(1)オの苦情について

実施機関1は教示文が記載されていない第2処分の通知書を発送したが、第2処分は上記の経緯はあるものの、行政文書開示請求に対する通常の行政文書部分開示決定であるため、教示文を付記すべきであった。よって、第2処分を行う際に、第2処分の通知書に教示文を付記しなかった実施機関1の事務処理は不適切である。

また、実施機関は情報公開事務に精通していなかったため、第2処分に改めて教示文を付記する旨の本件通知を送付するのに約1ヶ月を要したと主張している。処分の取り消しとそれに続く再決定の事務に精通していないという実施機関の説明はある程度理解できるが、第2処分を行ってから本件通知を送付するまでに約40日を要していることは、結果として当該事務の処理は著しく遅延していると言わざるを得ず、実施機関1の事務処理は不適切であった。

エ 苦情申出人の上記(1)キの苦情について

苦情申出人の主張について、実施機関1は、事務処理に遺漏があったと説明しており、また、実施機関2の説明において上記(1)キのような助言を行ったという説明はなされなかった。

審査請求を行う者は、必ずしも行政不服審査制度に精通しているとはいえず、本事案においても、苦情申出人が本件裁決を疑問に思ったため、政策法務課に確認をして初めて、第2処分について審査請求しなければ第1処分で認容されなかったことについて審査請求が継続されないことを認識したものである。そのため、上記の事項を苦情申出人に対して通知等を行わなかった実施機関1の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

実施機関2においては、実施機関1に対して上記の事項について助言を行わな

	かったことについて、事務処理に不適切な点があったとまでは認められないが、情報公開事務の所管課として、今後、審査請求人の取るべき対応等も考慮した上で、実施機関に対して指導助言を行うよう努められたい。
調査委員	橋本 拓朗、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第号3918-1
情公推第号33-1
平成29年3月13日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成28年10月26日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案9：平成28年10月26日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>平成28年〇月〇〇日付けで、苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）は、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）をした。</p> <p>平成28年〇月〇〇日付けで、担当課（千葉県精神科医療センター。以下「実施機関」という。）は、本件請求に対する部分開示決定（精医セ第〇〇号。以下「本件決定」という。）をした。</p> <p>平成28年〇月〇〇日に、苦情申出人は、郵送により、行政文書部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を受け取った。本件決定通知書には、千葉県精神科医療センター30周年記念誌（以下「記念誌」という。）が存在する旨や記念誌が情報公開の対象にならない旨やその理由・根拠法令等が何ら記載されていなかった。</p> <p>平成28年〇月〇〇日に、千葉県政策法務課は、苦情申出人に開示文書を発送した。</p> <p>平成28年〇月〇〇日夕刻に、苦情申出人は、開示文書を郵送により、受け取って内容を確認した。そして、実施機関に架電してその内容についての問い合わせをした。問い合わせには、開示文書の記載から、記念誌が存在する旨の回答を得た。しかし、あわせて、記念誌は、千葉県立中央図書館に所蔵されることが決まっているため、情報公開の対象にはならない旨の回答を得た。</p> <p>なお、苦情申出人が、後日、日数を置いて複数回にわたって、千葉県立図書館のホームページで書誌情報を検索したところ、本申出書作成日現在でも、記念誌はいまだに所蔵されていない。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p>
------	---

本件決定では、何という名称の文書がどういう理由でどの条文（千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第2条第2項のどの号か、条例第18条のどの項か、または、条例第2条第2項に該当するか第18条に該当するか第32条に該当するか等）に該当するとして記念誌が情報公開の対象とならなかったかが、本件決定通知書において何ら記載されておらず、審査請求後の弁明書においてさえ全く明らかになっていない。

そして、本件では、開示文書の記載から記念誌の存在が確認できるため、情報公開の対象とは判断されなかったことが明らかであったが、今後も情報公開の対象とならない文書についても開示文書の記載からその存在のすべてが明らかになるとは限らない。

さらに、開示請求者には、如何なる文書が如何なる事由で情報公開の対象にならないかを知る権利がある。

したがって、本件や本件同様の件では、如何なる実施機関担当課も、何という名称の文書がどういう理由でどの条文（条例第2条第2項のどの号か、条例第18条のどの項か、または、条例第2条第2項に該当するか第18条に該当するか第32条に該当するか等）に該当するかを決定通知書に明示したうえで、却下通知や不開示通知等をすべきである。

(3) 苦情の理由

本件に限らず情報公開の担当課が開示請求者に対して何という名称の文書がどういう理由でどの条文に該当するため情報公開の対象にならないかを一切通知しないことは、条例の序節（通常これを前文と呼称するが、これは条例の一部であるから、前文というのは適せず、序節と呼称すべきである）、第1条、3条、8条柱書、9条各項、12条第1項、及び3項、26条、27条、29条第1項、30条の規定に違反し、条例全体の精神にも違反するため、違法・不当である。

なお、条例の他の実施機関は、本件同様の場合に適切に通知していることも申し添える。

2 調査の概要

平成28年10月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案9）

平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案における苦情（以下「本件苦情」という。）について

本件苦情は苦情申出書に記載の内容から以下の趣旨であると解される。

ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったこと

イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付

しなかったこと。

(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったことについて

苦情申出人は本件決定通知書に記念誌が本件請求の対象とならない理由を記載すべきであると主張している。

条例第27条の2第3項第1号には、「審査会の調査権限についての苦情」、同項第2号には、「開示決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができるものに係る苦情」については申し出ることができないと規定している。

本件苦情は本件決定通知書の理由の付記の適否に関する苦情であり、理由の付記の適否については、本件決定の妥当性ととも審査請求を行うことができることから、同項第2号に該当する。また本件決定については、既に審査請求が行われ千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されていることから同項第1号に重ねて該当する。

よって、当該理由の付記の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。

イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったことについて

苦情申出人は記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付すべきであると主張している。

開示請求を受け付けた担当課（所）の事務手続きの流れは、おおむね以下のとおりである。

- ① 開示請求に係る行政文書を検索し、対象となる行政文書の特定を行う。
- ② 特定した行政文書について、保存状況の確認、開示請求の対象となる行政文書か否かの検討及び条例第8条各号に該当する情報が記載されているか否かの検討を行い、その結果に応じて条例第12条第1項又は第2項に規定する決定をし、その旨を書面により開示請求者に通知する。

このように、開示請求に対して、担当課（所）の応答義務が生じるのは、対象文書として特定した行政文書についてであり、特定した行政文書について、その全部を開示しない場合、当該文書を保有していない場合及び開示請求の対象外等により当該開示請求を拒否する場合に、その理由を記載した不開示決定通知書を送付する。

したがって、本件苦情における実施機関の事務処理の是非を判断するには、記念誌を本件請求に係る対象文書として特定すべきか否かの判断、つまり苦情処理調査部会が実施機関の対象文書の特定の適否を判断する必要がある。

上記アと同様、対象文書の特定の適否については、本件決定の妥当性ととも

	<p>に審査請求を行うことができることから、条例第27条の2第3項第2号に該当する。また本件決定については、既に審査請求が行われ審査会に諮問されていることから同項第1号に重ねて該当する。</p> <p>よって、当該対象文書の特定の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。</p>
調査委員	佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第3816号-1
情公推第31号-1
平成29年3月2日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成28年11月7日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案10：平成28年11月7日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>ア 千葉県議会情報公開条例（以下「公開条例」という。）により、政務活動費に関する一部文書は、閲覧場所において閲覧できる。</p> <p>(ア) ○月○日、閲覧した「現地調査又は先進地視察実施報告書」には黒塗りが多用され、担当者の説明によると黒塗りは、個人情報保護のためであると。黒塗りが在外日本国大使、一等書記官名などであることが黒塗りが前後の文言から判読できたので、訂正しないのかと申し入れたが拒否された。</p> <p>このため、異議申立てを行う旨表明したところ、当該の文書は開示決定文書ではないので、異議申立ては受け付けない。また、当該文書に対しての開示請求も、公開条例第19条第1項の規定により受け付けないと教示された。</p> <p>(イ) ○月○日、公文書開示請求をむりやり提出したが、受付印を領収できなかった。</p> <p>(ウ) ○○月○日付け公開条例第19条第1項を適用し、開示に応じられない旨不開示決定を受けた。閲覧してから取扱いの不当性を指摘し、改善を要求する話を複数回行ったが、改善されなかった。この措置により、開示決定文書に対する異議申立てを封じられたことになり、公開条例の目的、情報公開の推進に反する不当な取扱いである。</p> <p>イ 千葉県議会（以下「実施機関」という。）および議員は、公開条例について誤認識している。千葉県政務活動費の支出にかかわる報告文書は、議員からの提出文書を黒塗り処理など行い、閲覧および開示請求用に実施機関事務局（議会総務課）が準備、提出元の議員の確認を受け提供しているとの説明である。</p>
------	---

したがって、国家公務員上級職、独立行政法人代表者氏名をマスクするなどの情報公開諸規定を誤認識しているのは、実施機関職員にとどまらず、県議会議員も同様の認識であるといえる。

ウ そもそも、「現地調査又は先進地視察実施報告書」は議長に対する報告であるほか、県民に対する報告として、情報公開による開示、閲覧の適用など公開されることを制度として保証し、義務付けている公文書であるから全面開示すべきである。

同様の報告書として、「平成27年度・千葉県議会ブラジル行政調査報告書」は全面公開され、法人の氏名、民間人の氏名などが記載され、HPで公表・公開されている。

千葉県政務活動費に関する開示文書・閲覧文書で黒塗りを濫用し、在外日本国大使、一等書記官名ほかを、個人情報として黒塗りしたほか、個人情報保護に関する規定の認識を誤っていることは、公開条例の根幹にかかわるゆゆしき事態である。

(2) 苦情の趣旨

政務活動費の使途に市民、県民、また報道機関の関心が高まっている今日、早急の是正措置を行い、千葉県民の付託に応えるよう措置すべきである。

(3) 苦情の理由

千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきた。

残念ながら、実施機関は情報公開制度の理解が進んでいない現状が明確となった。

今回の誤った措置を早急に訂正し、さらには、情報公開制度について、議員及び実施機関事務局職員に対して、講習会の受講など改善措置を行うよう求める。

2 調査の概要

平成28年11月 7日 苦情の申出書の受付（苦情事案10）

平成28年12月12日 実施機関への書面による調査

平成29年 1月10日 書面調査の回答

平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本件苦情は、要約すると以下のとおりである。

ア 閲覧文書について、本来マスクすべきでない公務員の氏名がマスクされていたため、実施機関事務局に訂正を申し入れたが拒否をされた。

イ 政務活動費に関する文書は情報公開請求の対象文書ではなく、開示制度による開示を拒否されたため、異議申立ての機会を封じられた。

ウ 閲覧文書によりマスキング箇所の取扱いが異なると主張した上で、議員及び実施機関事務局職員においては、情報公開制度の理解が進んでおらず、研修等を実施すべきである。

なお、上記ウについては、実施機関の情報公開制度に係る事務（研修の実施）に関する意見である。

千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、公開条例第28条の2第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するので、上記アからウの主張のうち意見を述べたと思われるウについては、本件苦情としては取り扱わない。

(2) 本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 苦情申出人が政務活動費収支報告書等を閲覧した際、公務員の氏名がマスキングされていたことに関し、マスキングの訂正を申し入れたがこれを拒否されたということについて

(ア) 苦情申出人は平成28年〇月〇〇日、平成27年度の政務活動費収支報告書等を閲覧後、6件の海外視察関係の領収書等添付書類の写しの交付を申請し、実施機関事務局は同月〇〇日に写しを交付した。

(イ) 苦情申出人から同年〇月〇〇日に、電話により、平成27年度の調査実施報告書のマスキングは誰がどのような理由で行っているのか(質問①)、日本国大使、公使の氏名がマスキングされているのは誤りではないか(質問②)との趣旨の問い合わせがあった。

(ウ) 実施機関は、同年〇月〇日に、以下の趣旨の回答をした。

(質問①) 公開条例に基づき個人情報等で不開示とすべき部分を実施機関事務局職員がマスキング処理を行っている。

(質問②) 苦情申出人からの指摘どおり、日本国大使、公使等の氏名部分は開示すべきものであるから、閲覧に供している関係書類について、マスキングを外したものに差し替えをする。よって、実施機関としては、マスキングについては、訂正する旨は伝えてあると認識している。

イ 閲覧に係る収支報告書等のマスキングの実施機関内の決定プロセスについて
政務活動費の収支報告書等については、千葉県政務活動費の交付等に関する条例(以下「政活費条例」という。)に基づき議長に提出され、コピーを作成し、公開条例第8条に規定する不開示情報についてマスキング処理を施し、閲覧に供している。

閲覧に供する際に決裁は受けていなかったが、同年〇〇月以降は、決裁を受けた上で閲覧に供している。

ウ 公開条例第19条第1項の解釈について(収支報告書等が情報公開請求の対象公文書の適用除外にあたることの解釈について)

政活費条例の閲覧制度は、公開条例第19条に規定された、同一の方法による開示にあたることから、開示請求による閲覧の求めに対して開示は行わない

ものとし、その旨を相手方に教示した上で取り下げの意思がなければ、「公文書不開示決定通知書」により処理を行うことが妥当と考える。

ただし、公文書開示請求による写し等の交付や送付を希望する場合には、政活費条例にその方法による規定がないことから、公開条例に基づき開示手続を行う必要が生じるものと考ええる。

なお、「千葉県政務活動費の交付等に関する条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧に関する要綱」（以下「収支報告書閲覧要綱」という。）において、「公文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成14年2月28日制定）」に定める手続きにより、報告書等を複写することができることとしており、来庁者から写しの交付の求めがあった場合は「公文書等の写し等の交付申請書」を提出することにより、原則としてその場で写しを交付している。

エ 苦情申出人が、「改善を要求する話合いを複数回行った」と述べていることについての経緯と内容について

苦情申出人と実施機関事務局が具体的な話合い、説明を行ったのは上記アに示した内容が主たるものである。

苦情申出人が同年〇月〇日に申し入れをしたが拒否されたとしているが、当日は日曜日である。

また、同年〇月〇日に公文書開示請求書を提出したが受付印を領収できなかったとしているが、当該請求書は同月〇日〇〇時〇〇分にファクシミリで送付されたものであり、実施機関事務局において同月〇日に受付印を押印したものである。

收受後、内容の審査を行った上で同年〇〇月〇日、不開示決定とした旨の連絡、同月〇日、来庁した苦情申出人に対し、不開示決定通知書を交付したものである。

(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 閲覧文書について、本来マスキングすべきでない公務員の氏名がマスキングされていたため、実施機関事務局に訂正を申し入れたが拒否をされたことについて

実施機関事務局の説明によると、苦情申出人の当該申し入れについては、誤りを訂正した上、その旨を苦情申出人に伝えてあるとのことである。

日本国大使、公使等は公務員でありこれらの者の氏名は、公開条例の解釈上、開示される情報であるから、当初閲覧に供されていた際にマスキングされていたことについては適切とはいえないが、すぐに訂正をした事務処理は適正な対応といえる。

苦情申出人のマスキングに関する苦情の主な点は訂正を拒否されたことにあると思料されることから、この点における実施機関の事務処理に不適正な点はない。

なお、マスキングについては、決裁を行うことにしたとのことであるので、今後もより慎重に開示不開示の判断を行うよう努められたい。

イ 政務活動費に関する文書は情報公開請求の対象文書ではなく、開示制度による開示を拒否されたため、異議申立ての機会を封じられたことについて

(ア) 苦情処理調査部会が、実施機関が苦情申出人に送付した不開示決定通知書を見分したところ、当該決定に不服のある場合には、千葉県議会議長に対して行政不服審査法に基づく審査請求が出来る旨の教示がなされていた。

よって、本件の不開示決定については、苦情申出人は審査請求ができたものであり、その旨の教示もされているので、異議申立ての機会を封じられたという苦情申出人の主張は認められない。

(イ) なお、政活費条例と公開条例の適用関係は以下のとおりである。

公開条例第19条第1項は、「他の制度との調整」として、「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による開示が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、この節の規定は、適用しない。」と規定する。

この場合、「他の法令等」とは「他の法令及び条例」をいい、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう（千葉県情報公開条例解釈運用基準（第8条第1号）参照）。

実施機関は、収支報告書閲覧要綱において、収支報告書の「複写」について定めているが、当該要綱は政活費条例の授權により閲覧制度の内容を補充・拡大する法規の定立として制定されたものとはいえ、収支報告書の閲覧の事務処理についての一般事項を定めているものにすぎない。

公開条例第19条第1項と政活費条例相互の適用関係については、政活費条例では、「閲覧」についてしか規定しておらず、公開条例で「閲覧」の方法による開示請求があつた場合には、同項により適用除外となるが、「写しの交付（送付希望含む）」の方法により、開示の方法が指定され、開示請求があつた場合には、政活費条例に規定する「閲覧」とは同一の方法による開示ではないことから、公開条例が適用となる。

また、前述のとおり、実施機関は、収支報告書閲覧要綱に基づき、収支報告書等について「複写」を認め、写しの交付を行っているが、これは「法令等」に基づく交付とはいえ、「法令が定める方法」による交付ではない。

よって、実施機関は、「写しの交付」の方法による開示請求があつた場合には、来庁による開示請求かファックス又は郵送による開示請求かにかかわらず、公開条例に基づく開示請求として受け付けることとなる。

なお、閲覧者がより簡易に写しの交付を受けるため、要綱に基づく写しの交付を受けることも可能であり、閲覧者の希望により、両制度は併存して行われるものである。

ウ 実施機関事務局の説明によると、上記イ（イ）の制度上の理解をしていたことであるが、苦情申出人が閲覧による公開を請求していたことから適用除外となる旨話したものである。苦情申出人が異議申立てをできない旨申立てていたこ

	とを考えると、写しの交付の方法による開示請求であれば可能である旨説明することが望ましかった。
調査委員	橋本 拓朗 桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第 号 - 1
情公推第 号 - 1
平成29年 月 日

○ ○ ○○○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成28年12月27日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案11：平成28年12月27日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となった事実</p> <p>千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が通知した「口頭による意見の陳述の実施について」（通知）（松南第○○○号-1/平成28年○○月○○日）</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>教育長が行った上通知は、当方に2016年○○月○○日午後○時ごろ送達された。この通知において教育長は、翌日○○月○○日午前○○時より意見陳述を実施することを通知した。対応できるはずがない。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>当方は本件意見陳述に係って、たびたび提起された日時では対応困難なことを具体的に明確に伝えた。しかし教育長はこのことを知りながら、従来とは異なり、あえて候補日を一日に絞り込み、当方が対応できない日を重ねて聴取日として指定した。</p> <p>当方は教育長が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）によって課された意見聴取の義務を行いやすいように、当方の都合の良い時季を知らせたところ、この善意を当方が意見陳述を拒否した理由と位置付けるなど、反社会集団に属する者が市民に不当な因縁言いがかりをつけるかのごとき主張をたびたび繰り返している。</p> <p>本年10月に文科省が速報した調査結果において、本県の子どもたちがいじめその他極めて劣悪な教育環境下で呻吟し苦難している状況が、関東4都県で突出していることが明らかとなっている。教育長の上苦情に係る行為に表徴される不当な行為が、千葉の子どもたちにおいて深刻な影響が出ていると思料される。念のため申し添える。</p>
------	--

	<p>2 調査の概要</p> <p>平成28年12月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案11）</p> <p>平成29年 2月13日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、行政不服審査法に規定する口頭意見陳述について、千葉県教育委員会と苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）との日程調整が不当だという内容の苦情である。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>本事案における口頭意見陳述は、行政不服審査法第48条において準用する第25条の規定による口頭意見陳述であり、行政不服審査法の手続きの一環として行われるものである。</p> <p>不服申立ての審査は、行政不服審査の一般法である行政不服審査法に基づいてなされるため、本事案で問題となっている口頭意見陳述の実施に関する適・不適の判断については、行政不服審査法の解釈運用に則ってなされるべきである。</p> <p>そのため、本事案の苦情は、条例に基づく実施機関の情報公開に係る事務に対する苦情というよりも、行政不服審査法に基づく審査請求事務に対する苦情というべきである。</p> <p>よって、本事案は条例第27条の2第3項本文に規定する「実施機関の情報公開に係る事務についての苦情」とは認められないため、苦情処理調査部会では取り扱わない。</p>
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

審 第 6 6 0 号 — 1
情 公 推 第 5 号 — 1
平 成 2 9 年 7 月 6 日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成29年1月20日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案12:平成29年1月20日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>私は、千葉県病院局長の平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分開示決定処分（精医セ第〇〇〇号）を郵送により平成28年〇〇月〇〇日に通知された。</p> <p>その通知書では、千葉県精神科医療センター事務局医事管理課は、行政不服審査請求の審査請求先と訴訟における千葉県の代表者ととともに千葉県病院局長と教示すべきであるのに、誤って千葉県企業土地管理局長と教示した。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>このことにより、法的知識に乏しい私は、審査請求書を作成するにあたってひどく困惑した。改正行政不服審査法が施行されてから、今まで何度か千葉県に審査請求したことがあったが、本件が旧行政不服審査法時代の異議申立てにより新たに特定された行政文書に係る処分であること、私にとって千葉県で行政不服審査を経て新たに特定された文書に係る初めての処分であったこと、誤教示について本件の担当課から何らの連絡・謝罪もなかったこと等から、千葉県が法的知識に乏しい者に対して如何に接しているのかを改めて思い知らされて恐ろしくなった。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>担当課の上記事実は、千葉県情報公開条例の前文、第1条、3条、26条、27条、29条1項、30条及び同条例全体の精神、行政不服審査法第1条、82条1項、84条及び同法全体の精神、行政事件訴訟法第46条1項、2項、3項及び同法全体の精神、並びに、日本国憲法第15条2項、21条1項及び憲法全体の精神に違反する。</p>
------	--

	<p>2 調査の概要</p> <p>平成29年 1月20日 苦情の申出書の受付（苦情事案12）</p> <p>平成29年 6月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、千葉県病院局長が行った平成28年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇〇号行政文書部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の教示の実施機関名の記載が千葉県病院局長ではなく、千葉県企業土地管理局長となっており、本件の担当課である千葉県精神科医療センター事務局医事管理課からこの誤教示について、何らの連絡・謝罪もなかったという内容の苦情である。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 本件決定通知書は、平成27年〇月〇日付けの異議申立てに対する決定において、平成27年〇月〇日付け精医セ第〇〇〇号で通知した行政文書不開示決定のうち「精神科医療センター職員が臨床教授を務めていることを示す情報一切」に対する決定を取り消したため、改めて部分開示決定を行ったものである。</p> <p>イ 通常、決定通知書の作成は行政文書開示請求管理システムにより行っており、教示における実施機関名はシステムにより自動的に記載されることになっているが、本件決定通知書は不開示決定のうちの一部を取り消して部分開示決定を行ったものであるため、当該管理システムでは教示が記載されないことから、教示をワープロなどで別途作成する必要があった。本件では、実施機関の職員が、この教示を作成する際に審査請求先等となる実施機関名を誤って記載したものである。</p> <p>ところで、教示は、処分相手方に対し、審査請求や取消訴訟の提起に関し適切な情報を提供するために付するものであり、この教示に誤りがあったことは、権利利益の救済を目的とする行政不服審査制度の円滑な運用の観点から看過できない事態である。</p> <p>したがって、実施機関の職員は、事務処理に際して複数の職員でチェックするなど再発防止を図るべきである。</p> <p>また、送付後に誤教示を発見した場合には直ちにそれを訂正する旨などの書面を送付すべきである。</p> <p>ウ 以上のことから、実施機関は、今後、開示決定の事務はもとより、これに関連する事務について、適正な事務処理に努められたい。</p>
調査委員	末吉 永久、中橋 一夫

処 理 結 果 通 知 書

審 第 6 5 9 号 — 1
情 公 推 第 6 号 — 1
平 成 2 9 年 7 月 6 日

〇〇 〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成29年2月5日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案13：平成29年2月5日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>私は、平成27年〇月〇日に千葉県病院局長宛てで本件情報公開請求をした。</p> <p>その開示請求に対する文書不存在による不開示決定処分に対する異議申し立てが認容されて、千葉県病院局長の平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分開示決定処分（精医セ第〇〇〇号）により新たに対象文書が特定された。</p> <p>しかし、開示文書のうち、起案文には、「(開示・不開示の区分)」、「不開示理由」等の欄があり、「(開示・不開示の区分)」欄には「開示」などと記載されているのである。</p> <p>くわえて、本件開示請求時の問い合わせでは、担当課職員は、最初は対象行政文書が存在する旨を回答していたが、近くの別の職員と会話をした後で、前言を翻して、対象文書は個人の持ち物であるから情報公開の対象にはならないと回答した。そして、私は、その問い合わせ以前から繰り返し、私が精神医療による人権侵害という問題に取り組んでいることを伝えてきた。</p> <p>平成27年〇月〇日に開示請求した文書が、約2年後に開示された。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>これは、明らかに、精神医療従事者らが、精神医療による人権侵害を廃絶する運動をしている者に本件開示文書を渡さないための措置である。</p> <p>したがって、担当課職員は、異議申し立てを経て特定された文書が、明らかに、職員個人の持ち物ではなく、本件開示請求の対象文書であることを認識していたにもかかわらず、あえて、ただ漫然と情報公開の対象外と判断したものであるというべきである。</p> <p>本来、平成27年〇月上旬に開示されていたはずの文書が、ゆうに1年10ヶ月余りの長きにわたって開示が著しく遅延したのである。</p>
------	--

	<p>(3) 苦情の理由</p> <p>担当課の上記事実は、千葉県情報公開条例の前文、第1条、3条、5条、8条、26条、27条、29条1項、30条及び同条例全体の精神、行政不服審査法第1条及び同法全体の精神、並びに日本国憲法の序節、第13条、15条2項、21条1項及び憲法全体の精神に違反する。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成29年 2月 7日 苦情の申出書の受付（苦情事案13）</p> <p>平成29年 6月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、本件開示請求に関する行政文書は、始めは存在する旨を実施機関から伝えられたのに、その後、行政文書には該当しないとして不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）が行われたことについての苦情である。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第27条の2第3項第2号では、開示決定等について旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができるものに係る苦情については申し出ることができない旨規定されている。</p> <p>ところで、本件苦情申出は、実施機関が、苦情申出人が開示請求した文書を漫然と情報公開の対象とならないと判断したことに対する苦情であるが、これは、要するに、実施機関が行った本件不開示決定そのものに対する苦情であると認められる。</p> <p>そうすると、本件苦情申出は、条例第27条の2第3項第2号に該当し、苦情を申し出ることにはできない。</p> <p>したがって、本件苦情申出は、苦情申出をすることができないことに関する苦情申出であるから、当推進会議はこれを処理する権限を有しないものである。</p>
調査委員	末吉 永久、中橋 一夫

処 理 結 果 通 知 書

審 第 6 6 1 号 - 1
情 公 推 第 7 号 - 1
平 成 2 9 年 7 月 6 日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成29年2月7日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H28) 苦情事案14:平成29年2月7日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>千葉県教育委員会教育長内藤敏也（以下「実施機関」という。）が通知した「異議申立てに係る不作為の理由について」</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（平成28年3月25日改正前のもの。）（第5異議申立てがあった場合の取扱い 4 審査会への諮問（2）諮問までの処理期間）によれば、異議申立てを受け付けた場合「異議申立てを受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする」と定められている。しかし実施機関はこの規定を無視し諮問等を行わず放置している。すみやかに諮問等を行うことを求める。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>ア 本件異議申立ては2015年〇〇月より2016年〇月の期間に実施されたものである。</p> <p>イ 実施機関は開示請求者の開示を受ける権利保障のため、すみやかに異議申立てを処理しなければならないところ、これらの不服申立てを大量に放置している。</p> <p>ウ この間、すみやかに諮問等を行うよう行政不服審査法に拠って2度に及んで不作為の違法の訴えを行ったが、依然として握りつぶしている。今回添付した資料は2回目の不作為の違法に対する実施機関の回答である。</p> <p>エ 実施機関は2016年〇月以降に行った異議申立てないし審査請求に対しては諮問等を悉く行っており、明らかに（1）の異議申立てを握り潰している。貴推進会議には法律の専門家がいるので、かかる行為が違法不当であり裁量権を著しく逸脱し濫用していることについて理解し対応できるはずである。</p>
------	---

2 調査の概要

- 平成29年2月 7日 苦情の申出書の受付（苦情事案14）
平成29年5月17日 実施機関への書面による調査
平成29年5月30日 実施機関からの書面による調査の回答
平成29年6月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、開示決定等に対する異議申立てについて、実施機関の千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問等を速やかに行うことを求めた内容の苦情である。

(2) 本事案について、実施機関に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 苦情申出人（以下「申出人」という。）からの不服申立ての件数は、平成27年〇月から同年〇〇月まで10件、月平均1.25件であったものが、同年〇〇月から平成28年〇月まで110件、月平均36.67件、同年〇月から同年〇〇月まで357件、月平均35.7件と約30倍に増えている。

このような申出人からの大量の不服申立てを、担当課（所）の職員1名が申出人以外の不服申立て分も含めて処理している現状であり、標準的な処理期間を遵守することが極めて困難な状況となっている。

イ 申出人による平成27年〇〇月から平成28年〇月までのほとんどの異議申立書には、「不開示とされたすべての情報が条例第8条に該当するとは限らない。残余の理由については口頭による意見陳述の機会に、資料を添えてさらに詳細に明らかにする。」旨の記載がされているところ、どの部分に、どのような理由で、どのような不服があるのか、具体的に知ることはできず、必要的記載事項である、不服申立ての趣旨及び理由が記載されているとは言えない状況である。

そこで、実施機関としては、不服申立ての内容を十全に把握した上で諮問する必要があるため、不服申立ての内容が特定されるように申出人に補正を求め、補正された事案から速やかに諮問を行っている。

しかし、申出人が平成27年〇〇月から平成28年〇月までの間に行った不服申立てのうち審査会への諮問に至っていないもの（撤回及び却下を除く。）については、1週間から2週間で1件のペースで不服申立ての処理を行っているため、まだ補正の求めに至っていない。

なお、平成28年〇月以降の不服申立てについては、補正を求める必要がなかったことから、速やかに諮問を行っている。

(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 開示決定等に対する異議申立てについては、千葉県情報公開条例（平成

	<p>12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。)第20条第1項において不服申立てが不適法であり、却下するとき等を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない旨規定されており、また、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成28年4月1日改正前のもの。)第5の4(2)において、「異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする。諮問までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。」と規定されている。</p> <p>イ 実施機関による事務処理について</p> <p>実施機関は、平成27年〇〇月から平成28年〇月までの間、申出人からの異議申立てが110件あり、いずれも、異議申立書における異議申立ての理由の記載が不十分であるため、申出人に補正を求める必要があるが、件数が多く補正の求めに時間を要し、審査会への諮問が遅れている旨説明している(現時点で、この内20件について諮問がなされていない)。</p> <p>なお、実施機関は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。)第48条において準用する第21条の規定による「補正」を求める必要があったと説明するが、「補正」は、必要的記載事項に記載漏れがあるなど形式的不備がある場合に行うものであり、本件においては、一応記載があることから、「補正」とは言えない。</p> <p>これは、異議申立人の主張することについて、内容をより明確にするために、法第48条において準用する第30条の規定による「審尋」によって、理由の「補充」を求める趣旨のものと解される。</p> <p>ところで、異議申立てを受けてから審査会へ諮問するまでの標準的な処理期間は、上記のとおり30日とされているが、異議申立てが大量になされているような場合には、この標準的な処理期間を徒過したとしても、そのことをもって直ちに不適切であると言うことはできない。</p> <p>本件については、平成27年〇〇月から平成28年〇月までの間に異議申立てが110件あり、順次、異議申立ての記載内容の「補充」を求める必要があったというのであるから、実施機関が、標準的な処理期間内に諮問できなかったことについて直ちに不適切であったとは認められない。</p> <p>しかしながら、未だに諮問に至っていない案件については、異議申立てから既に1年4か月以上経過していることから、実施機関は、速やかに補充を求める手続をし、補充のあったときは直ちに諮問するよう事務処理に努められたい。</p>
調査委員	末吉 永久、中橋 一夫